

「広島市立図書館資料収集方針」新旧対照表

目次

現行	改訂後	説明
第 1 総論 第 2 広島市立中央図書館 I 資料収集要綱 II 資料収集選択基準 1. 中央図書館 (1) 一般図書 (2) 参考図書 (3) 広島資料 (4) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料） (5) 広島文学資料 (6) 障害者サービス用資料 (7) 外国語資料 (8) 雑誌・新聞 2. 中央図書館（自動車図書館） 3. 区図書館 4. まんが図書館 5. 広島市国連寄託図書館 [参考] 第 3 広島市こども図書館 I 資料収集要綱 II 資料収集選択基準 資料 「日本十進分類法新訂 10 版」	第 1 総論 第 2 広島市立中央図書館 I 資料収集要綱 II 資料収集選択基準 1. 中央図書館 (1) 一般図書 (2) 児童図書 (3) 青少年用図書 (4) 参考図書 (5) 広島資料 (6) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料） (7) 広島文学資料 (8) 障害者サービス用資料 (9) 外国語資料 (10) 雑誌・新聞 2. 中央図書館（自動車図書館） 3. 区図書館 4. まんが図書館 5. 広島市国連寄託図書館 [参考] 第 3 広島市こども図書館 I 資料収集要綱 II 資料収集選択基準 資料 「日本十進分類法新訂 10 版」	項目「(2)児童図書」の追加 項目「(3)青少年用図書」の追加

現行	改訂後	説明
第1 総論（略）	第1 総論（現行に同じ。）	
第2 広島市立中央図書館	第2 広島市立中央図書館	
I 広島市立中央図書館資料収集要綱（略）	I 広島市立中央図書館資料収集要綱（現行に同じ。）	
II 広島市立中央図書館資料収集選択基準（略）	II 広島市立中央図書館資料収集選択基準（現行に同じ。）	
1. 中央図書館	1. 中央図書館	
(1) 一般図書	(1) 一般図書	
ア 収集の範囲	ア 収集の範囲	
・ こども図書館との機能分担を図って、資料を収集する。	こども図書館との機能分担を図って、資料を収集する。	
・ 原爆・平和に関する資料は、児童図書から一般図書まで、網羅的に収集する。		中央図書館において児童図書も収集の対象とするため、特記する必要がなくなったことから削除
イ （略）	イ （現行に同じ。）	
	(2) 児童図書	「こどもと青少年のエリア」整備に伴い新たに児童図書を収集するため項目新設
	子どもの教養・レクリエーションに役立つものを中心に多様な資料を収集する。	
	ア 収集の範囲	
	乳幼児から児童・生徒まで、発達段階に応じたものを収集する。	
	イ 選択の留意点	
	こども図書館資料収集選択基準に準じて、子どもの健やかな成長に役立つ資料及び子どもの読書活動を啓発・支援するための資料を収集する。	
	(ア) 乳幼児から児童・生徒までが利用対象の中心となるので、子どもの発達段階を念	

	<u>頭に置きながら、地域の特性を考慮して資料を収集する。</u> <u>(イ) 全ての子どもが読書の楽しみを享受できるよう、親しみやすく手に取りやすい資料を重点的に収集する。</u> <u>(ウ) 児童・生徒を対象とした調べ学習に対応できる資料を収集する。</u> <u>(エ) 総合学習・調べ学習も含め、子どもの学習に応えられる参考図書等の資料を収集する。</u> <u>(3) 青少年用図書</u> <u>青少年（おおむね中学生・高校生の世代）の興味・関心が高い資料を中心に幅広く収集する。</u> <u>ア 収集の範囲</u> <u>青少年を主要な対象とする資料を中心に、一般図書、児童図書の区別なく収集する。また、漫画資料についても必要に応じて収集する。</u> <u>イ 選択の留意点</u> <u>(ア) 趣味、教養、娯楽、進路、職業など、青少年のニーズに沿ったテーマに関する資料を収集する。</u> <u>(イ) 青少年の興味や関心を深め、知性や感性</u>	「こどもと青少年のエリア」整備に伴い新たにヤングアダルトコーナーを整備するため項目新設
--	--	--

_____ _____ _____ _____ _____ _____ (イ) 参考図書（略） (ウ) 逐次刊行物（雑誌、新聞）（略） (8) 雑誌・新聞（略） ア 収集の範囲 (ア) 雑誌 — （略） _____ _____ _____ (イ) 新聞 — （略） _____ _____ _____ イ （略） 2. 中央図書館（自動車図書館）（略） 3. 区図書館（略） 4. まんが図書館（略） 5. 広島市国連寄託図書館（参考）（略） 第3 広島市こども図書館 I 資料収集要綱（略）	<u>語に翻訳されたものに留意する。</u> <u>d 外国人の日本語学習に役立つものに留意する。</u> <u>e 姉妹友好都市に関するものに留意する。</u> (ウ) 参考図書（現行に同じ。） (エ) 逐次刊行物（雑誌、新聞）（現行に同じ。） (10) 雑誌・新聞（現行に同じ。） ア 収集の範囲 (ア) 雑誌 <u>a （現行に同じ。）</u> <u>b 子ども向けの趣味、娯楽や調べ学習に役立つ雑誌を収集する。</u> (イ) 新聞 <u>a （現行に同じ。）</u> <u>b 子ども向けの趣味、娯楽や調べ学習に役立つ新聞を収集する。</u> イ （現行に同じ。） 2. 中央図書館（自動車図書館）（現行に同じ。） 3. 区図書館（現行に同じ。） 4. まんが図書館（現行に同じ。） 5. 広島市国連寄託図書館（参考）（現行に同じ。） 第3 広島市こども図書館 I 資料収集要綱（現行に同じ。）	「(イ)児童図書」の新設により変更 同上 「(2)児童図書」及び「(3)青少年用図書」の新設に伴い変更 見出しの追加 「こどもと青少年のエリア」整備に伴い新たに子ども向けの雑誌を収集することを追加 見出しの追加 「こどもと青少年のエリア」整備に伴い新たに子ども向けの新聞を収集することを追加
---	--	--

Ⅱ 資料収集選択基準（略） 資料 {日本十進分類法新訂 10 版} （略）	Ⅱ 資料収集選択基準（現行に同じ。） 資料 {日本十進分類法新訂 10 版} （現行に同じ。）	
---	---	--